

令和3年第8回豊山町教育委員会定例会会議録

1 開催日時 令和3年8月6日（金） 午前9時30分から午前10時30分まで

2 開催場所 豊山町役場 会議室3・4

3 出席者 教育長 北川 昌宏
教育長職務代理者 小出 正文
教育委員 鈴木 森晶
教育委員 中田 めぐみ
欠席者 教育委員 後藤 明美

説明のため出席した職員

事務局長 安藤 憲司
教育参事 小川 貴
学校教育課長 井戸 茂治
生涯学習課長 栗山 直樹
教育専門員 小坂 井美衣
学校教育係長 菊地 智行
書記 学校教育係主事 川原 美香

4 傍聴者 なし

5 議題 日程第1 前回会議録の承認

日程第2 教育長の報告

日程第3 付議案件

- （1）報告第1号 豊山町教育事務執行等評価委員会委員の委嘱について
- （2）報告第2号 令和3年度第1回及び第2回豊山町史編さん委員会の報告について
- （3）報告第3号 令和3年度第1回豊山町青少年育成会議について
- （4）報告第4号 豊山町の生涯学習「令和2年度のまとめ」について

- (5) 報告第5号 令和3年度豊山町社会教育センター改修工事について
- (6) 報告第6号 小中学校始業時刻と児童生徒の登校時刻の見直しについて
- (7) 報告第7号 第15回愛知県市町村対抗駅伝競走大会(愛知駅伝)の開催中止について

日程第4 その他

6 議事内容

開会の宣告(午前9時30分)

教 育 長 : ただいまから、令和3年第8回豊山町教育委員会定例会を開会します。

【日程第1 前回会議録の承認】

教 育 長 : 議事に入ります前に、お手元に配布されております、令和3年7月9日に開催いたしました令和3年第7回豊山町教育委員会定例会の会議録は、このとおり承認してよろしいですか。

(「異議なし」の声)

教 育 長 : 第7回豊山町教育委員会定例会の会議録は、承認をいたしますので、閉会後に委員の皆様のご署名をお願いします。

【日程第2 教育長の報告】

教 育 長 : コロナ感染症が首都圏を中心に猛威を振るっています。夏休みに入り児童生徒の感染状況が気にかかる毎日であります。

文部科学省の昨年度の学校保健調査の結果が報道されていますが、裸眼視力1.0未満の小学生が約4割、中学生が約6割になっていて、また、肥満傾向の児童生徒も増加傾向にあることがわかりました。不要不急の外出を自粛する生活が長くなり、自宅でゲームやスマホなどに接する時間が長くなる一方で日光を浴びる時間が減少していることが原因といわれています。

学校においては、コロナ対策や熱中症対策を継続してきました。その一環として水泳指導の中止や修学旅行の日程短縮、部活動の制約などがあって、いわば座学に偏った学校生活が児童生徒にとって、今後どのような影響を及ぼすことになるか気にかかるところであります。

文科省の新しい動きとして教員免許更新制の見直しがあります。10年に1度、30時間の講義を自費負担で受講するこの制度は、当初

から多くの指摘がありました。昨今の教員の人材不足や負担増の大きな要因ともなっており、廃止の方向で検討がされることを期待しています。

その他、学校の教室や机の標準サイズも見直されるとの報道もありました。これまでも児童生徒の体格の向上、教科書のA判化、一人一台パソコンの導入など教室や机が窮屈になる要素はたくさんありました。35人学級の導入や少子化傾向とはいうものの、感染症対策や多様な教育方法への柔軟な対応を考えますと、教室の在り方も今後一気に変わっていくものと思います。豊山中学校の改築に当たっても、こうした新しい動向を的確に取り入れたいと思います。

事務局長： この間の事業報告をいたします。

7月19日に豊山関を激励訪問し、放課後子ども教室の児童が描いた塗り絵をお渡ししました。

7月26日に、第1回豊山町教育事務執行等外部評価委員会を開催しました。第2回は、8月の下旬に開催予定です。

7月28日に、第3回豊山町史編さん委員会を開催しました。後程、第1回、第2回と合わせて、報告いたします。

8月4日に、第2回豊山町中学校施設整備基本構想会議を開催しました。

【日程第3 付議案件】

教育長： それでは、付議案件に入ります。

「報告第1号 豊山町教育事務執行等評価委員会委員の委嘱について」、事務局から説明をお願いします。

学校教育課長： 一説明一 報告第1号

教育長： 報告第1号について、何かご意見、ご質問はございますか。

鈴木委員： 委員会は、この2名の委員で構成されているのですか。

学校教育課長： そうです。

教育長： 最終的な結果が出たら、報告がありますか。

事務局長： 第2回は、8月25日に予定しております。委員の方のご意見を取りまとめ次第、報告します。

教育長： 続いて「報告第2号 令和3年度第1回及び第2回豊山町史編さん委員会の報告について」、事務局から説明をお願いします。

： 一説明一 報告第2号

教育長： 報告第2号について、何かご意見、ご質問はございますか。

一度、途中経過でも良いので、教育委員の皆様に見ていただ

いてください。

生涯学習課長： 8月末頃には、お見せできると思います。

教 育 長： 教育委員の方の意見も取り入れてください。

教 育 長： 続いて「報告第3号 令和3年度第1回豊山町青少年育成会議について」、事務局から説明をお願いします。

生涯学習課長： 一説明— 報告第3号

教 育 長： 報告第3号について、何かご意見、ご質問はございますか。

中 田 委 員： 議題2の意見で、「合同街頭指導は、終業式以外の日にしてほしい」とあるのは、どういうことでしょうか。

生涯学習課長： 例年、合同街頭指導は、終業式の日に行っておりました。

来年度は、委員の意見を取り入れながら日にちを考えていきます。

教 育 長： 続いて「報告第4号 豊山町の生涯学習「令和2年度のまとめ」について」、事務局から説明をお願いします。

生涯学習課長： 一説明— 報告第4号

教 育 長： 報告第4号について、何かご意見、ご質問はございますか。

教 育 長： コロナの影響で開けない講座がありましたが、どこかに記載はありますか。

生涯学習課長： まとめに記載したり、中止した講座名の後ろに【中止】と記載しています。

教 育 長： 要望ですが、コロナや災害のときこそ、こういった資料をしっかりとまとめてほしいです。コロナに対してどのように対応をしたのか、昨年度、生涯学習にどのように影響があったのか。今年もまだコロナの影響は続いているため、まとめ方を考え直してほしいと思います。

鈴 木 委 員： 昨年度は、講座や学校の行事を中止や延期をしたと思いますが、再開する基準や目安はそれぞれに決められていますか。

生涯学習課長： 緊急事態宣言が出たときは、中止しています。それ以降については、それぞれのガイドラインに基づいて、安全安心に開催できると判断したときには開催しています。

鈴 木 委 員： 個々の団体が判断しているのですか

生涯学習課長： 主催者が判断しています。

教 育 長： 続いて「報告第5号 令和3年度豊山町社会教育センター改修工事について」、事務局から説明をお願いします。

生涯学習課長： 一説明— 報告第5号

教 育 長： 報告第5号について、何かご意見、ご質問はございますか。

(意見なし)

教 育 長： 続いて「報告第6号 小中学校始業時刻と児童生徒の登校時刻の見

直しについて」、事務局から説明をお願いします。

教 育 参 事 : 一説明一 報告第6号

教 育 長 : 報告第6号について、何かご意見、ご質問はございますか。

小 出 委 員 : 教職員組合との話し合いや合意は済んでいますか。

教 育 参 事 : 組合との交渉事項で上がっているかは把握していませんが、職員への周知は済んでいます。現在、時差勤務制度を利用しており、8時30分からの勤務でないと困る職員には、対応していく予定です

中 田 委 員 : 今は割とばらばらに登校していますが、登校時刻が、8時20分から30分の間になると、校門で児童生徒たちが密になってしまわないかが心配です。

教 育 参 事 : あくまで原案のため、各学校で審議して、無理のないような時間設定をしていきます。

中 田 委 員 : 行事等で、子どもたちが早く来て練習をしていることもありますが、難しくなってしまうのでしょうか。

教 育 参 事 : 検討していきます。

教 育 長 : 登校時間の変更は、学校だけでなく、交通指導員や民生委員の方、ボランティアの方等にも影響が出てきます。地域の方にも、時間をとって十分な説明をしてください。

地域の方から、何か意見は聞いていますか。

教 育 参 事 : 7月に保護者に対して通知を出しましたが、学校に対して、意見は来ていないと聞いています

中 田 委 員 : 部活動が減ってしまい、なかなか思うように活動ができないため、別の場所で練習をしている子もいます。

うまくなりたいため生徒は練習をしたいが、先生方の負担になってはいけないのもわかります。うまい方法があると良いのですが。

教 育 長 : 続いて「報告第7号 第15回愛知県市町村対抗駅伝競走大会（愛知駅伝）の開催中止について」、事務局から説明をお願いします。

生涯学習課長 : 一説明一 報告第7号

教 育 長 : 報告第7号について、何かご意見、ご質問はございますか。
(意見なし)

【日程第4 その他】

教 育 長 : 次に「その他」の事項に入ります。

事務局から、その他で報告事項等がありますか。

学校教育係長 : 事務局から1点報告をさせていただきます。

一連絡事項一 事務連絡（次回定例会の日程）

教 育 参 事 : 先日「児童生徒の交通事故について」、保護者宛てにメール配信をいたしました。

近隣を含めて、夏休みに入ってから、子どもたちの自転車事故が増えています。北名古屋市でも大きな事故があったと聞いていますので、改めて保護者に周知し、交通事故防止に努めてまいります。

教 育 長 : 私から1つお願いします。今回の教育委員会会議でも、追加案件が何件かありました。会議の日程は前もってわかっているはずです。教育委員に報告しなければならない内容があれば、計画的に調整をしてください。

また、資料を作る際にも、数値を変えるだけではなく、内容もその都度見直してください。

教 育 長 : その他、委員の皆様からご発言はありませんか。
(発言なし)

閉会の宣告 (午前10時30分)

教 育 長 : ご発言もないようですので、これをもちまして、令和3年第8回豊山町教育委員会定例会を閉会します。

報告第1号

豊山町教育事務執行等評価委員会委員の委嘱について

豊山町教育委員会外部評価実施要綱第3条第2項の規定に基づき、次のとおり委嘱しましたので、報告します。

記

教育事務執行等評価委員会委員名簿

	氏 名	備 考
1	前 田 治	愛知学泉大学家政学部教授
2	平 手 ゆ り 子	愛知県教育公務員弘済会参事

任期：令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

参 考

豊山町教育委員会外部評価実施要綱（抜粋）

（趣旨）

第1条 この告示は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について、外部の学識経験者による知見を活用し、点検及び評価を実施するため必要な事項を定めるものとする。

（外部評価の対象）

第2条 外部評価の対象は、教育委員会で実施する施策評価、事務事業評価等のうちから、内部で事後評価を行ったものとする。

（教育事務執行等評価委員会の設置等）

第3条 教育委員会は、外部評価を行うため、教育事務執行等評価委員会（以下「外部評価委員会」という。）を設置する。

2 外部評価委員会は、教育等に関して学識経験を有する者2人をもって組織する。

3 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長等）

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

報告第 2 号

令和 3 年度第 1 回及び第 2 回豊山町史編さん委員会の報告について

令和 3 年度第 1 回及び第 2 回豊山町史編さん委員会を開催しましたので、下記のとおり報告します。

記

【第 1 回】

- 1 開催日時 令和 3 年 5 月 7 日（金）午後 2 時から午後 4 時
- 2 開催場所 豊山町役場 3 階 会議室 5
- 3 出席者 豊山町史編さん委員会委員
（役職及び氏名） 委員長：北川昌宏
委 員：水野智之、千田秀樹、戸田久晶、安藤敏夫、
青山克己、小出明（副委員長）、岡島ひかる
事務局：安藤憲司事務局長、栗山直樹課長、高木杏菜主事、
木村光希主事
株式会社ぎょうせい：土屋和重、住友哲郎
- 4 議題 協議事項（1）新規原稿内容の検討
報告事項（1）掲載写真の確認について
報告事項（2）資料収集について
報告事項（3）スケジュールについて

5 議事内容【抜粋】

議題

協議事項（1）新規原稿内容の検討

事務局より資料に基づき「新規原稿内容の検討」について説明した。

委員より「現在と過去が混在しているので、時系列を整えた方がわかりやすい。」や「全体的に羅列的な部分が多いので、写真やグラフを掲載し、物語の起承転結を意識した内容にする工夫が必要である。」という意見があった。

【第2回】

- 1 開催日時 令和3年6月25日（金）午後2時から午後4時
- 2 開催場所 豊山町役場 3階 会議室5
- 3 出席者 豊山町史編さん委員会委員
(役職及び氏名) 委員長：北川昌宏
委 員：水野智之、千田秀樹、戸田久晶、安藤敏夫、
青山克己、小出明（副委員長）、岡島ひかる
事務局：安藤憲司事務局長、栗山直樹課長、高木杏菜主事
株式会社ぎょうせい：土屋和重、住友哲郎
- 4 議題 協議事項（1）新規原稿内容の検討
報告事項（2）資料収集について
報告事項（3）スケジュールについて

5 議事内容【抜粋】

議題

協議事項（1）新規原稿内容の検討

事務局より資料に基づき「新規原稿内容の検討」について説明した。

委員より「令和4年に50周年を迎えて、今後この町がどうなっていくのか展望を記述したらどうか。」や「イチロー選手のことを記述するのであれば、豊山町との関わりに重点を置いてまとめるといいのでは。」という意見があった。

令和3年度第1回・第2回豊山町町史編さん委員会 会議資料【抜粋】

【協議事項】新規原稿内容の検討

(A) 目次構成(案)概要

1) 下表中の、編・章・節などの表題名はすべて仮題です。

2) 表中、右端の記事分量は現時点でのおおまかな想定分量です。

内 容		記事分量
本 扉 口 絵 発刊の言葉 祝 辞 凡 例		18p
第1編 ふるさと豊山		100p
第1章 豊山のすがた 第1節 沿革 第2節 豊山のあらまし	令和3年度第3回町史編さん委員会にて確認予定	
第2章 豊山の歴史 第1節 原始から古代 第2節 中世 第3節 近世 第4節 近代 第5節 現代	令和2年度第1回町史編さん委員会にて確認済み	
第2編 豊山町のまちづくり		50p
第1章 豊山町の誕生 第1節 村から町へ 第2節 人口 第3節 町のシンボル	令和3年度第3回町史編さん委員会にて確認予定	
第2章 豊山町のまちづくり 第1節 まちづくりへの指針 第2節 まち発展の軌跡	令和3年度第3回町史編さん委員会にて確認予定	
第3編 町制施行50年のあゆみ		250p
第1章 まちの行財政 第1節 行政 第2節 財政 第3節 議会	令和3年度第3回町史編さん委員会にて確認予定	
第2章 まちの産業 第1節 農業 第2節 商工業 第3節 観光	令和2年度第2回町史編さん委員会にて確認済み	

第3章 空港とともに 第1節 中部圏の発展を支えた国際空港 第2節 都市型総合空港へ		令和2年度第2回町史編さん委員会にて確認済み
第4章 まちの基盤整備 第1節 都市計画 第2節 道路・河川・公園 第3節 交通・通信		令和3年度第1回町史編さん委員会にて確認済み
第5章 まちの暮らし 第1節 健康な暮らし 第2節 安心な暮らし 第3節 子どもたちを育む暮らし 第4節 安全な暮らし		令和3年度第1回町史編さん委員会にて確認済み
第6章 まちの教育 第1節 学校教育 第2節 生涯学習 第3節 生涯スポーツ		令和3年度第1回町史編さん委員会にて確認済み
第7章 協働のまちづくり 第1節 豊山町協働のまちづくり指針 第2節 協働のまちづくりによる成果 第3節 交流と連携 第4節 豊山町のおもな年間催事		令和3年度第2回町史編さん委員会にて確認済み
第8章 豊山町の明日へ 第1節 一人ひとりが輝く、暮らし豊かなアーバンビレッジ 第2節 躍動するまち豊山町		令和3年度第2回町史編さん委員会にて確認済み
第4編 豊山の文化		50p
第1章 まちの伝統文化 第1節 芸能・民俗 第2節 史跡・文化財 第3節 社寺など		令和3年度第2回町史編さん委員会にて確認済み
第2章 豊山の人物誌 第1節 豊山のゆかりの人々 第2節 豊山町が生んだ日本野球界のレジェンド		令和3年度第2回町史編さん委員会にて確認済み
町制施行50周年を迎えて		6p
年表 豊山のあゆみ 参考文献・資料 編集後記 奥付		26p
総ページ数		500p

【報告事項】資料収集について

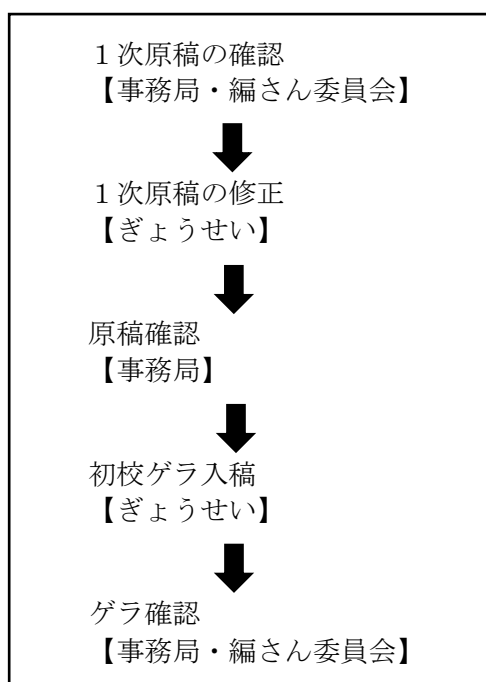
資料提供数（借用を含む）

提供者数	資料点数
26人	65点

【報告事項】スケジュールについて

○原稿スケジュール

4月～8月



- 9月 第2校ゲラ校正開始
- 12月 最終稿ゲラ校正開始
- 1月 色校校閲
- 2月 校了
- 3月 納品

内容	2021年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
●編さん委員会による原稿校閲(6回)	随時											
●掲載写真・図版の選定												
●原稿修正・内容精査作業												
●原稿打合せ(原稿確定へ向けて)	随時											
●入力・組版・社内校正												
●初校ゲラ校閲												
●初校ゲラ戻り・差し替え・内校												
●再校ゲラ校閲												
●再校ゲラ戻り・差し替え・内校												
●3校ゲラ校閲(最終)												
●3校ゲラ戻り・差し替え・内校												
●色校校閲												
●校了												
●印刷・製本・納品												

○町史編さん委員会

- 5月 ①町史編さん委員会：原稿内容の検討、候補写真の確認
- 6月 ②町史編さん委員会：原稿内容の検討
- 7月 ③町史編さん委員会：ゲラの確認
- 8月 ④町史編さん委員会：ゲラの確認
- 10月 ⑤町史編さん委員会：ゲラの確認、仕様・タイトルの検討
- 12月 ⑥町史編さん委員会：最終ゲラの確認、仕様・タイトルの決定

報告第3号

令和3年度第1回豊山町青少年育成会議について

令和3年度第1回豊山町青少年育成会議は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面審議にて開催しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 開催日時

令和3年7月6日（火）～7月12日（月）（書面審議）

2 出席者（書面による回答者）

豊山町青少年育成会議委員

安藤春一、水野友之、岡島清隆、池山和徳、高栗峯夫、鈴木育生、小出雅子、坪井純一、今村一正、松下めぐみ、篠田弘男、千田秀樹、松永千鶴、近藤良江、小塚和宣、尾野清治、高山誠、加納英作

3 議題等

【議題1】 令和2年度豊山町青少年育成会議事業報告について

【議題2】 令和3年度青少年健全育成巡回指導等（夏季・冬季パトロール）事業計画について（案）

【議題3】 令和3年度各団体による青少年育成活動事業計画について（案）

【議題4】 啓発メッセージについて

4 審議経過

【議題1】 令和2年度豊山町青少年育成会議事業報告について

過半数の賛成を得たことから承認されたものとみなす。（賛成18：反対0）

【議題2】 令和3年度青少年健全育成巡回指導等（夏季・冬季パトロール）事業計画について（案）

過半数の賛成を得たことから承認されたものとみなす。（賛成17：反対1）

なお、いただいたご意見は次のとおり。

- ・令和4年度からでいいが、合同街頭指導は終業式以外の日（前日等）にしてほしい。

【議題3】 令和3年度各団体による青少年育成活動事業計画について（案）

過半数の賛成を得たことから承認されたものとみなす。（賛成18：反対0）

なお、いただいたご意見は次のとおり。

- ・青少年育成会議設置要綱第2条第1項第1号に合わせ、名称を「親子のふれあい活動推進事業」にした方がよい。

【議題4】 啓発メッセージについて

過半数の賛成を得たことから承認されたものとみなす。（賛成18：反対0）

なお、いただいたご意見は次のとおり。

- ・青少年育成会議設置要綱第2条第1項第3号に合わせ、名称を「青少年非行防止啓発活動事業」にした方がよい。

報告第4号

豊山町の生涯学習「令和2年度のまとめ」について

令和2年度に実施した生涯学習事業、社会教育・体育事業、文化・スポーツ振興事業、文化財保護事業などの事業について、別添のとおり取りまとめたので報告します。

報告第5号

令和3年度豊山町社会教育センター改修工事について

豊山町社会教育センター改修工事の予定について報告します。

記

1 主な内容

- ・ 1階から3階のトイレ洋式化、内装
- ・ 階段への手すりの増設
- ・ 各階廊下、ホール及びホワイエの内装
- ・ 1階ロビーの照明及び南北自動ドア

2 工期

令和3年6月～令和4年3月

3 予定

別紙「令和3年度 社会教育センター改修工事の予定」のとおり。
工事の進捗状況により、変更となる場合があります。

令和3年度 社会教育センター改修工事の予定

主な行事		手話奉仕員養成講座(6～11月)			7/21社明 映画会						10/23、24産業まつり 10/26町表彰式			11/7～11/14文化展 11/27老人クラブ友愛大会			12/5女性の会つどい 12/8ときめきコンサート			1/4成人式			2/11、12航空文化フェスタ			3/21文化ふおらむ					
実施月		6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月		
時期		上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬			
工事契約期間		準備期間			工事期間 7月上旬から3月中旬まで																										
共用部分	南北玄関 風除室【自動ドア改修】	この期間中いずれかの休館日で実施(各ドア数日間の予定)																													
	中央階段【手すり増設】																														
	南側階段【手すり増設】																														
1階	ロビー側トイレ(男・女・多目的)【洋式化】																														
	ロビー【照明LED化】	この期間中いずれかの平日(イベント時以外)で実施																													
	更衣室横トイレ(男・女)【洋式化】																														
	廊下【床改修】	この期間中いずれかの数週間で実施																													
	更衣室(男女)	新型コロナウイルス感染症対策のため使用禁止																													
	選手審判控室	体育協会室移設のため使用不可																													
	アリーナ	1階トイレ工事に伴い出入口の使用不可																													
	実習室2(館外)	工事業者の事務所として使用のため使用不可																													
	体育協会室	2階トイレ工事のため使用不可																													
	文化協会室	1階廊下工事に伴い使用不可 この期間中いずれかの数週間で実施																													
	幼児遊戯室																														
	図書室																														
	事務室																														
2階	トイレ(男・女・多目的)【洋式化】																														
	ホワイエ・エレベーターホール【床改修】																														
	ホール【内装改修】	準備工事																													
	廊下【床改修】	この期間中いずれかの数週間で実施																													
	郷土資料室【リニューアル】																														
	研修室1・2	廊下改修工事に伴い使用不可、この期間中いずれかの数週間で実施																													
	観覧席	準備工事																													
	ホール控室1・2・3																														
3階	トイレ(男・女・多目的)【洋式化】																														
	エレベーターホール【床改修】	この期間中いずれかの数週間で実施																													
	廊下・ブリッジ【床改修】	この期間中いずれかの数週間で実施																													
	視聴覚室																														
	実習室1																														
	料理教室																														
	和室・茶室	配管改修に伴い使用不可									廊下改修工事に伴い使用不可 この期間中いずれかの数週間で実施																				
	ランニングコース																														

工事実施場所・予定期間

工事の影響で使用不可となる期間

小中学校始業時刻と児童生徒の登校時刻の見直しについて

令和 3 年 8 月
豊山町教育委員会

1 始業前における学校現場の現状と課題

＜児童生徒の安全管理の側面から＞

現在、町内の教職員の勤務時間は小学校では 8 時 30 分始業・17 時終業、中学校では 8 時 15 分始業、16 時 45 分終業となっている。

一方、小学校の児童が登校してくるのは 7 時 50 分ごろから 8 時 10 分ごろ、中学生は集団登校ではないため早い生徒は 7 時 40 分ごろには学校に登校する。

したがって、**小、中とも始業の 30 分以上前から児童生徒が校内に入っている実態がある**。この時間帯は、児童生徒は教室に入って学習の準備、課題の提出、係活動などをしたり、校庭に出て遊んだりしている。この間、制度上は管理者不在の状態であり、長年の慣習として放置されてきたという実態がある。

＜職員の勤務時間管理の側面から＞

実際には担任を持つ職員の多くは児童生徒の健康観察や提出物の受け取りなどを行うため、始業前に教室に行っている。特に新型コロナウイルス感染症が広がった昨年度以降は、児童生徒の健康状態の確認の作業が加わり、**多くの職員は始業のほぼ 30 分前には出勤して、登校してきた児童生徒に対応している**。

教職員の給与等特例措置法の改正により、在校等時間の上限が、1 か月の超過勤務 45 時間以内、1 年間の超過勤務 360 時間以内と義務付けられた。しかし、4 月の在校等時間調査では、**調査対象者の約半数（47 人／99 人）が超過勤務 45 時間を超えている**。1 日 30 分の始業前の超過勤務も 1 か月だと 10 時間以上になり、各職員の超過勤務時間のかなりの部分を占めることになっている。

＜文部科学省の指導＞

文科省では、数年前から教職員の働き方改革を重点施策とし、中でも児童生徒の登校時間等の見直しによる出勤時刻の適正化は、改善事例の一番目に掲げてきた。

2 対応策 ―始業時刻と児童生徒の登校時刻の見直し―

(1) 教職員の勤務開始時刻の変更

小中学校とも 8 時 15 分に設定（小学校は 15 分早める、中学校は従来通り）

(2) 児童生徒の登校時刻の変更

小中学校とも 8 時 15 分に開門、8 時 20 分～30 分の間に登校

この変更により、職員の勤務時間が始まってから児童生徒が登校する状態にし、児童生徒の安全対策と健康管理の充実と徹底を図る。

＜参考＞公立小中学校の教職員の勤務時間は、愛知県教委の「学校職員の勤務時間等に関する規則」に定められている。

第3条第1項 職員の週休日は日曜日及び土曜日とし、勤務時間は、午前8時30分から午後5時までとし、その間に45分の休憩時間を置く

第3条の2 校長は、学校運営上必要やむを得ない場合において、（中略）勤務時間の割振りについて別に定めることができる。

⇒ 中学校では、この規定によりすでに始業時刻を8時15分からとしている。

3 保護者・児童生徒等への広報

- (1) 令和3年4月 各校PTA委員会において、PTA委員に、次年度からの始業時刻と児童生徒の登校時刻の見直しを検討していることを公表。
- (2) 7月 教育委員会、小中学校連名で全保護者に次年度からの始業時刻と児童生徒の登校時刻の見直し予告（内容検討中）の通知文書を配付して周知
- (3) 12月 教育委員会、小中学校連名で全保護者に次年度からの始業時刻と児童生徒の登校時刻の見直しの具体的な時刻設定を示した通知文書を配付して周知
- (4) (1)～(3)の間に、交通指導員、民生児童委員、見守りボランティア等、児童生徒の登下校に関わる地域の方々に文書等を配付し、令和4年度からの始業時刻と児童生徒の登校時刻の見直しについて理解と協力を得る。
- (5) 小学校では、3学期に通学団ごとに集合時刻・出発時刻を調整し、令和4年度4月よりその時刻で実施する。

4 近隣市町の状況（愛日管内と名古屋市）

(1) 小学校

勤務開始が8：15～20の市町 小牧市、豊明市、長久手市、東郷町、名古屋市
勤務開始が8：30の市町 瀬戸市、春日井市、清須市、北名古屋市、豊山町
学校によって8：10～30までまちまちな市町 尾張旭市、日進市

児童の登校時刻はどの市町も8時前後である。勤務開始時刻の早い市町は児童の登校時刻との差があまりなく、変更について検討していない。**遅い市町は、変更を検討中であり、一部の学校が独自に登校時刻の変更を実施した例もある。**

(2) 中学校

勤務開始は11市町も8：10～20の間、名古屋市は8：15

生徒の登校時刻は、いずれも8：10～15前後の時間までに登校としている。部活動ガイドラインにより朝練習がなくなっているが、早めに登校する生徒もあり、一部職員が早くから出勤して対応している市町が多い。

※ 小・中学校とも立哨、交通安全指導は管理職が行っており職員への勤務命令は出していないが、一部職員が自発的に早く出勤して校門に立ち、児童生徒への挨拶や声掛けをしている実態はどの市町にもある。

報告第7号

第15回愛知県市町村対抗駅伝競走大会（愛知駅伝）の開催中止について

令和3年12月4日（土）に開催予定の第15回愛知駅伝は、愛知駅伝実行委員会において新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催中止を決定しましたので、報告します。

記

1 当初の開催予定

日程 令和3年12月4日（土）

会場 「愛・地球博記念公園」内、周回コース

主催 愛知駅伝実行委員会【構成団体】愛知陸上競技協会、東海テレビ放送